

## (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案に係るパブリックコメント結果

### 1. 実施概要

- 意見募集案件：(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案
- 募集期間：平成30年6月11日(月)～平成30年7月2日(月)
- 資料閲覧場所：市ホームページ・橋本市政策企画室・本庁1階ロビー・各文化センター・中央公民館・各地区公民館・図書館
- 意見提出方法：持参・郵送・ファクス・Eメール

### 2. 実施結果

- 意見提出数：11名・29件

### 3. 意見概要と市の考え方

#### ●条例案全体について

	意見の概要	市の考え方
1	前文、第5条、第7条、第9条、第10条及び第11条に、「主体性」「自主性」という表現を使い分けていますが、その意味合いについてお聞きします。整合性が取れているのか疑問に思います。	「主体性」とは自分の意思・判断によって、みずから責任をもって行動する態度や性質、「自主性」とは自分の判断で行動する態度のことを指します。 第5条と第10条に関しては、まず参画・参加することが重要であると考えたため、「自主的」という表現に統一します。
2	制定経過の一連を拝見しました。条例案の策定に携われたすべての方々のご苦勞には頭が下がる思いです。条例制定後におけるまちの将来像の実現に向けた取組みはととても大変だと思いますが、一歩ずつでも良いので、前向きに取り組んでいただきますことを要望します。	本条例案を旗印とし、市民と行政の協働で元気なまちを創っていけるよう取組を進めてまいります。

3	<p>今自治体で盛んに使われている「市民協働」という言葉は、市民も一緒にもっと働けと言われている感じがする。「協同：共に力を合わせ事を行なうことで、協力するという精神面が強い」ことから、協同が一番適していると思います。</p>	<p>本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えています。そのためにも、市民も当事者意識を持ちながら、みんなで力を合わせて取り組むことが必要不可欠だと考えています。また、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」という意味合いで使用しています。</p>
4	<p>「はぐくむ」は親鳥が雛を育てる様子をいう言葉から出たもので、動物を育てる意味が強い。はぐくむ親側が誰で、育てられるのは誰なのか、無機質な法律には馴染まない言葉だと思います。「橋本市市民協働を推進する条例」で良いのではないのでしょうか。</p>	<p>「はぐくむ」という言葉についてはご指摘のとおりの意味もありますが、「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から「はぐくむ」という言葉を選びました。みんなで本条例や橋本市をはぐくみたいという想いを込めました。</p>
5	<p>橋本市では、安心・安全・平和な心豊かなまちづくりに取り組むとよく言っています。守りの行政から、攻めの行政を行い、市民に夢と希望を持たせてください。</p>	<p>平成 29 年度に策定した第 2 次長期総合計画などにに基づき、様々な施策を推進してまいります。第 2 次長期総合計画では、基本目標を「ともに創る」「ともに守る」「ともに育てる」としてあります。</p>
6	<p>この条例ができてはすぐには何か劇的に変わるわけではないと思います。ですが、目指す目標をはっきりさせることや、それに向かって私たちはそれぞれどんな役割を持っているのか自覚すること、共通のルールや仕組みを作ることは必ず意味のあることだと思います。この条例をもとにして、みんながひとつになれるような、地域みんなでいきいきと生活できるようなまちづくりが行えるように、私自身も参画していきたいと思っています。</p>	<p>ご指摘のとおり、本条例が制定されることによって橋本市のまちづくりが劇的に変化するのは少ないと考えられます。本条例案を旗印とし、市民と行政の協働で元気なまちを創っていけるよう取組を進めてまいります。今後とも参画いただきますようお願いいたします。</p>

7	<p>今回のパブリックコメントとは別に、市議会や市長等、職員などに本条例に対する意見や、どう関わっていくか、どう進めれば良いかなどについてコメントをいただいております。回答は全員に求め記名式とし、役職としてのコメントを出していただくように求めれば良いと思います。</p>	<p>これまでも、市内部で本条例案に関する意見募集や庁内での検討や、市議会へも報告を行なっています。</p> <p>市民のみなさんへの周知だけでなく、職員や市議会への周知・浸透についても非常に重要であると考えていますので、継続して取組を進めてまいります。</p>
8	<p>全体として「私たちは～します」という宣言の形で書かれているため、決定までにより多くの人に読んでもらい共感してもらう必要があると思われました。この条例を押し付けられたものとしなないためには、もっと多くの人に読んでもらわないといけないのではないかと思います。出向く形での説明会ももっと行なわないと浸透しないのではないかと思います。</p>	<p>今後、本条例案が制定された際には、周知の期間を設けて「出向く形での説明会」についても積極的に行ないたいと考えています。</p>
9	<p>条例制定に向けて、これまで関わってこられた方に敬意を表します。この条例ができることによって、橋本市のまちづくりがどのように変わるのか、あるいは変わらないのかを、具体的にあげることでイメージしやすくなると思います。</p>	<p>本条例が制定されることによって橋本市のまちづくりが劇的に変化することは少ないと考えていますが、市民、市議会、市の三者がそれぞれの役割を理解し合い、共に考え、行動できるようになることで、より市民満足度の高い、元気なまちづくりを展開できると考えます。</p>
10	<p>今後は、橋本市内の企業・法人などにも積極的に周知していくこともポイントではないかと思います。企業誘致等で橋本市に進出している企業を連携できれば、新たな取組ができるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、企業や法人と連携することも重要だと考えますので、本条例制定後の取組みのひとつとして、参考にさせていただきます。</p>
11	<p>住民投票に関する条文が入っていないのはなぜですか。</p>	<p>住民投票に関する条文については策定委員会でも議論を重ねていただき、出来るだけシンプルな構成で、本当に伝えたいことが伝わる条例となるよう検討してきたため、本条例案では、他の法令・例規等に規定されている住民投票等の制度や事業については盛り込んでいません。</p>

12	市民が日常使えるような、橋本市のキャッチフレーズを作成したらいいのでは。	橋本市では、平成 26 年にオリンピック金メダリストの前畑秀子さんの生誕 100 周年を記念して、「ガンバレ！」のまち橋本市 というキャッチフレーズを作成し、広報はしもなどで使用しています。是非ご活用ください。
----	--------------------------------------	---

●前文について

	意見の概要	市の考え方
13	前文「私たちは～自分ごととして～進めていきます」という箇所について、とても力強い宣言ですとさせていただきます。市民一人ひとりが人任せにしないこと＝自分ごととして捉えることはとても大切だと思います。	本条例を制定するだけではなく、本条例を拠り所として、橋本市に関わる一人ひとりが主体的に「自分ごと」として取組み、地域での活動などをはじめとしたまちづくりを積極的に行うことが必要不可欠であると考えています。

●第 1 章 総則 について

	意見の概要	市の考え方
14	第 1 条（目的） 大変危惧を感じます。橋本市における、基本理念、基本原則を明らかにし自立した地域社会を造るとしても、「法律の範囲内で」と明記すべきです。	憲法第 94 条や地方自治法第 14 条第 1 項では、条例は「法律の範囲内で」制定できると規定されていますので、原案のとおりとします。
15	第 2 条（定義） 市民の定義が甘すぎます。国籍条項もなく多様性を重んじ、広く定義したようですが、ある意図を持った市民や団体がいないとは限らないので、先を見越した規制条項も必要だと感じます。	多様性が重要となる時代では、まちに関わる人も多様になってくると考えられるため、基本的には反社会的勢力を除き、橋本市の自治や協働をすすめていく主体である市民は、多様であってよいと考えました。 また、国籍や住所の有無にとらわれず、橋本市や地域のことに興味を持ち、関わってくれる方々とも一緒にまちづくりを行いたいと考え、橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義として考えました。幅広い人々と協働していくことが、橋本市の発展につながることも考えています。

16	<p>第2条（定義）</p> <p>「市民」という定義自体が、地方自治法の定めている地方自治の主体である「住民」を無視しています。</p> <p>この条例案では地方自治法の概念にない意味の「市民」という定義を新設し、橋本市に住所もなく、納税の義務もない人、有権者でもない人が、住民と同等にまちづくりの主体として参画することは、地方自治の根幹を揺るがしかねません。</p>	<p>決して、橋本市の住民である方々を無視しているわけではありません。</p>
17	<p>第2条（定義）</p> <p>市民をととても広い範囲で捉えているところが良いと思います。言葉の意味をはっきりさせているのでわかりやすいです。</p>	
18	<p>第4条（基本原則）</p> <p>「市はその参画のための機会を設けます」と記載がありますが、この機会はどのようなものなのでしょうか。設けられた機会・定められた方法次第では、参画できる市民が偏ったり、あるいは市民の参画が持続的でなかったりする可能性があります。地域運営組織やはぐくむ委員会が市民の参画方法の一部ではあるかと思いますが、この参画プロセスを決める段階から市民の意見を取り入れ、形式上だけのものにならない仕組みを作ってもらいたいと思います。</p>	<p>市民の皆さんの参画方法としては、たとえば、パブリックコメントや審議会等への参画、地域での活動、第10条にある地域運営組織への参画などがあります。アンケートや政策モニター制度、はしもとCafé ミーティングなども市民参画の方法のひとつです。</p> <p>地域運営組織やはぐくむ委員会については、自治基本条例策定委員会をはじめとし、市民の方々の意見も十分にお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
19	<p>第4条（基本原則）</p> <p>情報共有があげられているのが良いと思います。</p>	<p>市民参画や協働のまちづくりを進めるためには、まず市民と市、あるいは市民間や市の内部でもお互いに情報を発信し、共有し合うことが重要であると考え、基本原則として盛り込みました。</p>

●第2章 市民 について

	意見の概要	市の考え方
20	市民への情報提供などの市民の知る権利ばかりが強調される一方、市長や議会へは、役割や義務を強調する反面、権能や権限にはほとんど触れておらず、バランスが悪いので、市民の義務も入れるべきです。	本条例案は、市民のみなさんの活動や取組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動していただきたい、加えてその活動を後押しするような条例にしたいと考えているため、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いていますので、原案のとおりとします。
21	この条例の背景・目的は理解しました。これからの人口減少・高齢社会を考えると大切な取り組みだと思います。 気になるのは具体的な市民の参画方法です。市民の役割として主体的なまちづくりへの参画が挙げられていますが、具体的にどのような方法で市民が参画できるのでしょうか。	市民の皆さんの参画方法としては、たとえば、パブリックコメントや審議会等への参画、地域での活動、第10条にある地域運営組織への参画などがあります。アンケートや政策モニター制度、はしもと Café ミーティングなども市民参画の方法のひとつです。

●第5章 地域づくり について

	意見の概要	市の考え方
22	第10条（地域運営組織） 各地がそれぞれの課題をもつ地域性を考慮した方法で施策を進めていくことはとても重要なことだと思います。 この条例の中では「地域運営組織」によってそれぞれの地域の方向性を決めていくようですが、この組織の構成員や意思決定の方法がどんな形でされていくのか関心があります。人口の少ない地域の意見が反映されやすいものであるか気になりますが、橋本市の将来を見据えて一人ひとりが「わがごと」として考えていける条例のようですので、今後がとても楽しみに思います。	第10条の地域運営組織については、別に十分な議論が必要であると考えていますので、本条例案では基本的な部分のみを記載しています。今後、市民の方々の意見も十分にお聞きしながら検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

23	<p>第 10 条（地域運営組織）</p> <p>地域運営組織で決定した事項に何の意味があるのかと考えると、なかなか前に進めないと思います。地域運営組織の決定事項は、「市長への提案」ができるようにしてほしいと思います。</p>	
24	<p>第 10 条（地域運営組織）</p> <p>地域運営組織はいくつのグループにする予定ですか。</p>	
25	<p>第 10 条（地域運営組織）</p> <p>既に、自治会や町内会があるのに、このような新たな組織を作ることは屋上屋です。選挙で有権者から信託された立場でもない組織がまちづくりに位置つけられることは市政の混乱をもたらすと思います。</p>	<p>地域運営組織は、地域課題に対し、行政だけでなく地域に関わるあらゆる人が、地域のことを「自分ごと」と捉えて、尊重し合いながら共に考え力を合わせて課題解決を図る場として考えていますので、市政に混乱をもたらすものであるとは認識していませんが、今後そうならないようにすることが重要であると考えています。</p> <p>また、地域運営組織では、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、地域内の様々な組織・団体や、女性・若者を含む多くの市民の参画の下で、区・自治会と補い合い、それぞれの活動を充実・活性化させたいと考えています。今後、市民の方々の意見も十分にお聞きしながら検討を進めてまいります。</p>

●第 6 章 市政運営 について

	意見の概要	市の考え方
26	<p>第 14 条（行政評価）</p> <p>主語は「市長等」になっていますが、第 12 条及び第 13 条と PDCA 関係にあるとするならば、ここは「市長」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりであると考えますので、第 14 条の主語をそれぞれ「市長」に変更します。</p>

●第7章 条例の位置付け について

	意見の概要	市の考え方
27	他のすべての条例を改廃する場合、この自治基本条例との整合性を図るということは、この一つの条例に他のすべての条例が従わなければならないという、独裁制を感じます。	本条例案は、基本的には理想的性格を持つものです。また、本条例案では、自治やまちづくり、協働の推進において、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、本条例案全般に係る趣旨を理解し、尊重して様々な条例や施策を進めたいと考えて盛り込んでいます。

●第8章 条例の検証及び見直し について

	意見の概要	市の考え方
28	第17条（はぐくむ委員会） はぐくむ委員会を置くとなっていますが、意見を述べるだけの立ち位置でしょうか。他の公益団体との違いはどこでしょうか。また、名前は「まちづくり委員会」とした方がわかりやすいと思います。	はぐくむ委員会では、本条例が社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証するために、本条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議する附属機関として考えています。 また、名称に関しては、「愛情をもって育ていきたい」という思いから「はぐくむ委員会」としていますので、原案のとおりとします。
29	第17条（はぐくむ委員会） 「自治と協働を、愛情をもって育ていきたい」という思いを大切に受け継ぎたいと思えました。条例制定時の思いを忘れないためにも、はぐくむ委員会は大切だと思えます。	